

【参考】技術者資格登録制度の概要について

1. 導入の背景・目的

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」においても、公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されているところです。

そこで、民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格について、国や地方公共団体の業務に活用できるよう、国土交通省が登録する制度を平成26年度に導入しました。

早急に対応すべき分野として点検・診断等業務に関わる資格について先行して運用開始しているところですが、今回、維持管理と表裏一体の関係にある調査・計画・設計の分野も対象として追加するものです。

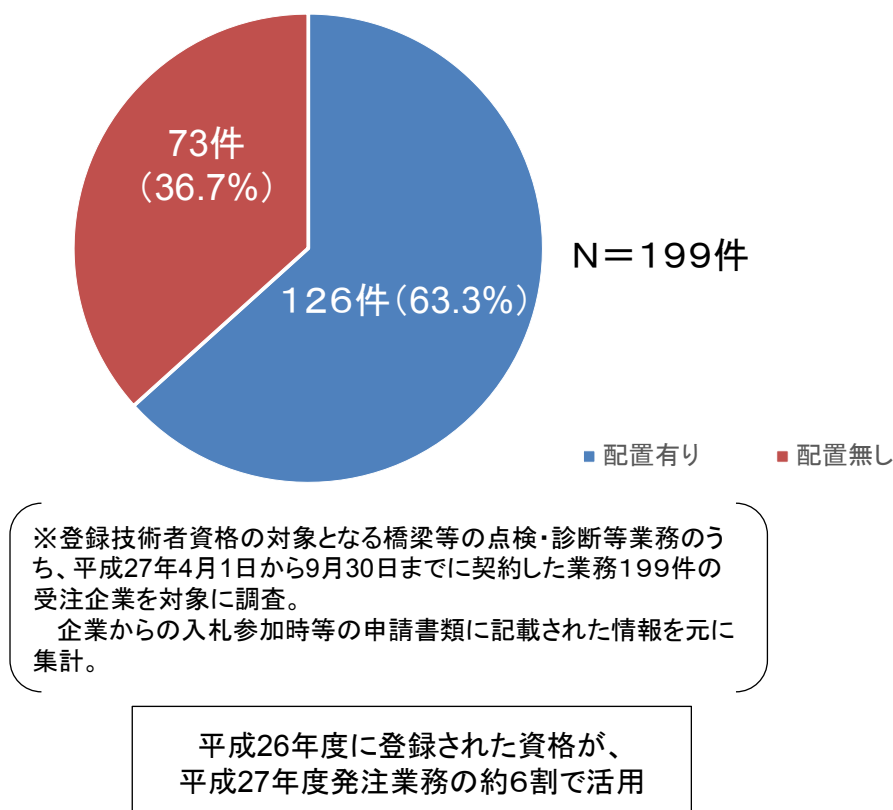
2. これまでの経緯等

- 平成26年 6月 ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）改正
- 平成26年 8月 ・ 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会より提言
「社会資本メンテナンスの確立に向けた緊急提言：民間資格の登録制度の創設について」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001051826.pdf>)
- 平成26年11月 ・ 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の告示
・ 技術者資格制度小委員会（委員長：日本大学 木下誠也教授）設置
計画・調査・設計分野の資格制度の検討に着手
（平成27年10月までに6回開催）
- 平成26年11月 ・ 公募開始（第1回）
- 平成27年 1月 ・ 登録資格の公表（第1回）
50資格を登録 (http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html)
- 平成27年 8月 ・ 登録規程改正案に対するパブリックコメント（意見公募）開始
【意見公募期間】平成27年8月19日～平成27年9月17日（30日間）
（今回）
- 平成27年10月16日 ・ 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正
(http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html)
※技術者資格制度小委員会の議論を踏まえ、「点検・診断等業務」の3施設分野、社会資本ストックを建設するための「計画・調査・設計業務」の18施設分野等の拡充を行うものです。
- 平成27年10月19日～ ・ 公募開始（第2回）
【申請期間】平成27年10月19日～平成27年12月11日18:00必着

3. 登録技術者資格の活用

国や地方公共団体等が発注する業務において、登録技術者資格保有者の配置を入札参加資格として求めたり、総合評価落札方式において評価対象とする等の措置を通じて、活用を図ります。

(参考)平成27年度発注業務での既登録技術者資格保有者の活用状況(直轄) ※速報値



※配置有り業務(126件)分野別内訳)

橋梁	93業務
トンネル	15業務
砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設	9業務
港湾施設	9業務
計	126業務